人情報保護制度の比較法的考察

米国・EU間におけるセーフ・小 協定を中心に

憲法研究第三三号

Comparative Study on the Legal System for the Protection of Personal Information

The Impact of the Safe Harbor Privacy Principles-

SHIMPO Fumio

- 個人情報保護の概念的背景
- Ξ 個人情報保護制度とは
- 米国及びEUにおける個人情報保護への取組みに おける
- EUの個人デー タ保護指令の制定と米国の対応
- 八七六五四 「セーフ・ハー 原則」
 - セー フ 協定」 の構成
- むすび

はじ

を遂げつつある。 情報として世界規模で流通するようになったことにより、 た。同時に、実社会において流通しているあらゆる情報が、情報通信技術の飛躍的な発達により、効率的な情報の収集、 経済及び産業構造も著し 蓄積、 ネットワー 及び利用が可能にな クを介して電子 ١J 変化

及^^、そして、情報のデジタル化が大きな影響を及ぼしている。なぜなら、情報の処理景には、コンピュータの処理能力の向上、インターネットに代表されるネットワークの普 なものになっているからである。 態様をめぐる環境が大きく変化するに伴い新たな問題が発生し、 近年、 個人情報保護をめぐる問題が極めて重要な問題として論じられるようになった背 事態の深刻化が一層顕著

的な相違点を主に米国とEUにおける取組みを軸とし る個人情報保護制度のあり方を考える上での一助としたい。 そこで、本稿においては、 個人情報保護をめぐる最近の動向について、その背景と制度 て明らかにし、 今後の我が国にお

個人情報保護の概念的背景

れることが多い。 個人情報保護の問題は、 一般的にプライバシー の権利の保障と同一のもの として論じら

権利の保障と個人情報保護は、 ルこそが、プライ る権利概念が登場し現在に至っている。 の到来により、 個人の保護を目的として、「ひとりで居させてもらう権利」という消極的な権利概念で登 確かに、 とはプライ ロールを保障する権利が求められた結果、「自己情報コントロール権」として定義され その後、 プライバシーの権利は、当初、マスメディア等による私生活への干渉に コンピュータを用いて大量の情報が処理され蓄積されるデー 個人情報の最大の保有者たる行政機関に対して、 バシーの権利の保護法益の中核をなすものと把握され、プライ の権利の保障そのものとして把握されているのである。 まったく同義の概念であるとの認識に基づき、 よって、「自己情報(個人情報)」 自らに関する情報のコン のコントロー タバンク社会 ハシーの 対する

利と、憲法上の権利として認識されるようになった権利の二つの側面が存在する。さらに、 事柄に関する選択の自由など、 プライバシーという概念には、 する概念であり、 一方、個人情報とは、プライバシーという存在を構成する諸対象の集合の一部を構成 プライバシー の権利には、 :報保護とは、プライバシーの権利の保障の一側面のことあくまで、プライバシーに内包される概念にすぎない。 外部からの干渉を受けない領域や自由などの属性が含まれ 個人情報のみならず、単なる個人の私的な事柄や、 不法行為法上の権利として生成及び発展を遂げた権

握するのが妥当であろう。 ゆえに、 個人情報保護とは、 の権利の保障の一側面のことをいうものと把

三 個人情報保護制度とは

と保護を実現するための制度のことをいう。 個人情報の保護を主たる目的とする法令や自主規制に基づき、

限定して個別領域毎に規制を行う方式である。 を、それぞれ別個の法律によって規制の対象とする方式、 個人情報の保護を目的とした法令の立法方式は、(a)オムニバス方式、(b)セグメント 一つの法律によって包括的に規制の対象とする方式、(b)は、公的部門と民間部門 及び(c)セクトラルに大別される。 それぞれ、(a)は、公的部門及び民間部門の両 そして、(c)は、 規制の 対 象を

保護法の制定が主流となっている。その理由としては、大きく四つの理由が考えられる҈。 われている。 る国においては、それに必要な施策の一環として個人情報保護も含めた包括法の制定が行 一点目は、電子商取引の促進である。電子商取引への取り組みを国策として推進してい 近年、個人情報保護を目的とした法律を制定する国においては、オムニバス方式による

いう「十分なレベルの保護」基準に適合した個人情報保護法を整備する国が増えていいう「十分なレベルの保護」基準に適合した個人情報保護法を整備することにより、EU二点目は、EUの個人データ保護指令(後述)への対応である。具体的には、同指令にわれている。

加盟国と同等の個人情報保護法の整備を行いつつある。 を満たすこと、さらには、将来的なEUの加盟へ向けた国内法の整備の一環として、 U指令にいう第三国とみなされるため、同指令の要求する「十分なレベルの保護」の基準三点目はEUへの加盟へ向けた対応の一環である。欧州においてEU未加盟の国は、E E U

及び南アフリカの各諸国においては、旧独裁政権下において生じたプライバシー 侵害に対 する救済を目的として保護法が制定されるようになっている。 そして、四点目は、過去の不法行為に対する救済である。中央ヨー ・ロッパ、 南アメリカ、

米国及びEUにおける個人情報保護への取組みにおける相違点

多くの諸外国にお 的にみて両極にある。 いて個人情報保護への取組みが行われているが、 その中でも米国とE

ま た、 管理するための法律を制定することに重点を置いているのに対し、米国は、プライバシー 法律を制定する一方で、民間部門においては自主規制を中心とした取組みを尊重してきた。 機関を設置せずに、 国がオムニバス方式による個人情報保護法を制定している。 よって解決しようという傾向があることも指摘されている^罒^ はじめに、 ついては裁判によって救済を与えてきた背景から、EU諸国のような登録制や監督 EUのアプローチは、個人情報の処理を実施してデータベースを構築する事業者を 前述の立法方式の観点からすると、米国がセクトラル方式を採用し、EU諸 個人情報の漏洩や不正利用など結果不法に至った場合に司法上の救済 さらに、米国は個別領域毎に

う用語を用 個人情報保護に関する考え方も根本的に異なる。 いている用語からしても、 欧州では、「デー タ保護(data proctection) (型)」という用語 米国では、「プライバシー 例えば、 両者がこの問題につい (privacy) _j の保護と が用い

当初から目的として発展してきたものであるのに対し、米国のアプローチは、 の問題が論じられているに過ぎない(きゃ れて ブランダイスの論文に端を発するプライバシー る φ Ξ いる点からしても、 また、EUのアプローチは 両者の個人情報保護に対する考え方は全く異なると指摘され !、「個人データの高潔性(sanctity)」を保護することを の権利の保障の一環として、 ウォ 個人情報保 レン

受けない 律及び個人情報を保護するために、プライバシー 主張されてきたという背景がある。 様々な側面から議論されてきた。 はほとんどなかったが、 景も大きく異なる。 さらに、 権利、そして、自らに関する情報をコントロールする権利に至るまで、個人の自 プライバシー 両者とも、一九六〇年代まで、 米国においては、一九世紀後半からプライバシー 1とも、一九六〇年代まで、個人情報保護の問題が論じられることの権利又はデータ保護をめぐる問題が論じられるようになった背 そのため、 人工妊娠中絶の権利から、 の権利を根拠に様々な自由が権利として 私生活 の権利の保障が への干渉を

むしろ、「データ保護」という用語からも明らかなように、議論の対象となる問題一方、欧州においては、米国におけるようなプライバシーの権利をめぐる議論よ である。 人データの取得から処理に至るまでの一連の過程における規制の問題に限定されてきたの でが、個

五(EUの個人データ保護指令の制定と米国の対応

五一一 EUの個人データ保護指令

関する条約ౕ^゚」(以下、「データ保護条約」という。)を発布し、一九八五年に発効しいう。)を採択した翌年に、欧州評議会が、「個人データの自動処理に係る個人の保えー・・・・ 通についてのガイドラインに関する理事会勧告(゚+゚)」(以下、「OECDガイドライン」と OECD)が、 州においては、 一九八〇年九月二三日に、「 プライバシー 保護と個人デー タの国際流 域内諸国が個別に個人情報保護法を制定する一方で、経済協 の保護に

の自由な移動に関する一九九五年一〇月二四日の欧州議会及び理事会 そのような背景から、 って国内の法整備を行ってきた。 (以下、「EU指令」という。)が採択された(+)。 トリヒト条約)の発効により、加盟国の個人情報保護制度の調整を図る必要に迫られた。 域内諸国における保護法は、 一九九五年に、「 個人デー 夕処理に係る個人の保護及び当該データ しかし、 OECDガイドライン及びデー 夕保護条約に沿 一九九三年一一月一日に欧州 6 95/46/EC 連合条約(マー **[**令^(元)] ス

5 達するために必要な法整備を、一九九八年一〇月二四日までに行うこと(三二条)が求め第三国へのデータ移転に制限を設けている(二五条)。そして、加盟国は、指令の目的を 理(七条、 適正な取扱い及び保護の対象となる個人情報を、個人情報及びその取り扱い関連事項の定 達するために必要な法整備を、 上で、責任ある管理者(一九条、 義 (二条)、データの質 (六条)、及びセンシティブ・データ (八条) により明確にした 内における個人情報の自由な流通を確保することにある。 れている。(加盟国の履行状況については表を参照) EU指令の目的は、 一〇条、及び一二条)を求め、国内における政府の監督 (二八条) と、 個人情報の「処理」に関して個人を保護すること、 一九九八年一〇月二四日までに行うこと (三二条) 一八条)の下で、安全(一七条)かつ合法的なデー そこで、EU指令にお 及び い ては、 E U タ 処 Ō

び組織的に適正な安全保護措置を講ずることを求め (四条)、トラヒック及び料金請求にサービスの提供に係る個人データの処理に適用することを目的として (三条)、技術的及 となる個人情報の取扱いに加え、共同体内部における公衆電気通信網を利用する電気通信 分野における個人データ処理及びプライバシー 保護に関する一九九七年一二月一五日の また、EUでは、特に電気通信分野における個人情報の保護を目的として、「電気通信 会及び理事会の に係る個人情報の適正な取扱いについて定めている(+!)。 (六条)、 ・97/66/EC 指令´+'`」が制定されている。同指令は、EU指令の対象 料金明細(七条)、 発信番号通知サービス(八条)、 及び電話 帳 $\widehat{}$

	加盟国こらナるEJ指令の覆う伏兄(IDD)モー・ヨニンヨ見生ン
加盟国	-
ベルギー	一九九八年一二月一一日に、「個人データの処理に係るプライバシー保護法」
	を制定
デンマーク	二〇〇〇年五月二六日に、「個人データの処理に関する法律」(二〇〇〇年五
	月三一日 法律第四二九号)を制定
ドイツ	二〇〇〇年六月一四日に、法案が提出され審議中
	ブランデンブルグ、バーデン・ビュルテンベルク、ヘッセン、ノルトライン・ウェストフ
	ァーレン、 シュレスビヒ・ホルシュタインの各州が、EU指令に従い、新たにデータ
	保護を目的とする法律を制定
スペイン	一九九九年一二月一三日に、EU指令を履行した法律を制定
	二〇〇〇年一月一四日施行
フランス	二〇〇〇年七月の起草案について、「情報と自由に関する全国委員会」との協議
	段階
ギリシア	一九九七年四月一〇日に、「個人データの処理に係る個人の保護に関する法
	律」を制定
	一九九七年四月一〇日施行
イタリア	一九九六年一二月三一日に、「個人データの処理に係る個人及び他の主体の保
	護に関する法律」を制定
	二〇〇〇年五月八日施行
アイルランド	政府が一九九八年七月に起草された法案を議会に提出予定
ルクセンブルグ	二〇〇〇年一〇月に法案を議会に提出
オランダ	二〇〇〇年七月六日に、「個人データ保護法」を制定
	二〇〇一年春に施行予定
オーストリア	「二〇〇〇年データ保護法」を制定
	二〇〇〇年一月一日施行
ポルトガル	一九九八年一〇月二六日に、「個人データ保護法」を制定
	一九九八年一〇月二七日施行
スウェーデン	一九九八年四月二九日に、「個人データ保護法」を制定し、一九九八年九月3
	日に、個人データ保護規則」を制定
	一九九八年一〇月二四日施行
フィンランド	九九九年四月 日に、「個人データ保護法」を制定
	一九九九六月一日施行
イギリス	一九九八年七月一六日に、「一九九八年データ保護法」を制定

置が講じられてきた。 方 式による法整備と、 EU諸国とは異なり、規制が必要とされる特定の分野に限定した 自主規制に基づく取組みを中心に、 個人情報保護に必要

業規程及び安全基準などについて検討が行われることになる(+==)び最終移転国、 第三国において効力を発している法律、 第三 断する際には、 備を行う際に、 を行う際に設けることを求めている。 ことができる旨を定めた規定を、 分なレベル」の個人情報保護措置 一九九八年一〇月二五日に発効したEU指令は、 個人データの移転を認めるにあたって「十分なレベル」の保護について判 データの性質、 加盟国 を講じてい 実施され そして、加盟国が、EU指令に適合した国内法の整 が個人デー る処理の目的及び期間、 ない国に対する個人デー 夕保護に関する国内法の 第三国において適用さ その第二五条において、「十 夕の移転を禁止する デー ・多の生成 制定又は改正 る 国及

また、民 ている。 よって対応している米国のアプローチが、EU指令の要求する「十分性」の 的な規制にはよらずに、個別領域毎の規制による解決というアプローチが未だに維 行われてい か疑問視する見解も多く、 するかどうかという点であった。米国の方式では、 そこで問題となったのが、 保護を目的としたオムニバス方式による法律の制定が望ましいとする指摘もなさ 民間機関による個人情報保護に係る第三者認証制度をはじめとした各種自主規制も しかし、米国には個人情報保護を目的とした個別立法が多数制定されており(トヨ)、 ることから、 全分野を包括する法律の制定には消極的である。そのため、 EUと米国間の自由な情報流通を確保するためにも、 個別領域毎の個人情報保護を目的とした法律と、 当該要件を満たすことができるかどう シレベル 自主規制に プライ だ 包括 に適合 れて

が提出されているのである。 ての位置情報の保護を目的としたものイリギンが提出されている。その他、金融イリキリン おける個人情報も、移動体通信を利用した広告配信の規制(ニド)や、利用者の個人情報とし 者の個人情報保護を目的としたもの(+ス)などが提出されている。 報を収集することを目的とした装置やプログラムの利用を規制する法案(++)や、 をみても、 人情報の保護を目的とした法案⌒ナヘン この点につき、二〇〇一年一月に召集された、第一〇七回議会における法案の提出状況 個人情報保護を目的とした個別法が多数提出されている(+ボジ 例えば、 医療(二+四) 法執行(ニナヨ) などの分野にお そして、消費者保護の観点からインターネット いても個人情報保護を目的とし さらに、電気通信分 生徒の個 個人情 -利 用

な個人情報保護へのアプローチの違いから、EU指令第二五条に基づくEU加盟国の法整のであることから、それらの保護の「十分性」が問題とされてきたのであり、以上のようしかし、EU加盟諸国の個人情報保護法と比較すると、米国の制度は性質を異にするも 備によっては、米国の個人情報保護法制の「十分性」の基準の解釈次第で、EU域 て収集した個人情報を米国へ移転している企業への影響が懸念されていた。 内にお

ることになった。 から米国への個人データの移転に際して、 明確な枠組みを定めることによ

セー フ・ 八 | バー 則

る解決ではなく、個別分野毎の規制と自主規制に委ねてきた既存の個人情報保護制度を維つまり、米国が「十分性」の基準に適合させるためにとった方策は、国内法の整備によく提案したのが、「セーフ・ハーバー原則(エナド)」である。 のであった(ニ++

セー いる米国内の団体に対して、 フ・ ハーバー 原則」 とは、 個人情報の適正な取扱いと保護に必要な手続きに関する、EU指令の要求する「十分性」の基準への適合を目指

なレベル 部会」という。) において検討し、EU指令の求める「十分性」の基準に関する検討を行 て設置された「個人データの処理に係る個人の保護に関する作業部会(゚!+ペ)(以下「作業 るために設けられた領域のことをいう。 指針を提供するため た (=+ カッ 米国 ではなく、その判断は、加入を希望する事業者や団体の自主的な判断に委ねられる。 の提案に対し、 」の保護措置を講じているものとみなされる。なお、セーフ・ハーバー ー」とは、EUからのデータ移転を継続して行うことができるようにす EU側は、セーフ・ハー 個人情報保護の基本事項を定めるものである。 これに加盟する事業者は、EU指令にいう「十分 バー 原則を、EU指令第二九条に基づい ここに への加入

る「 自主規制によって対応しているが、作業部会では、 日に採択されたいま 考えることができないとしている。 タを移転する場合に、いかなる場合においても十分なレベルの保護を与えているものとは方式による立法と、自主的な取り組みによって行われる自主規制では、EUから個人デー セーフ・ハーバー 十分性」 夕保護には個別分野ごとのセクトラル方式による個々の対応と、民間の の基準に適合しているかどうかという点につき、 原則に関し、作業部会が公表した最初の見解は、一九九 本見解においては、合衆国の個人情報保護制度が、EU指令の求め 対象領域が限定されているセクトラル 連邦及び州 九 事業者による の両者とも、 年 一月二六

十分なレベルの保護には適合しないとの見解を再度表明した上で、さらに、 方式による法律と自主規制による継ぎ接ぎ的(patchwork)な保護法制は、EUの要求する バーによる解決の方途を模索する方向へ一歩進んだ見解を表明している。 その後、 一九九九年四月の見解ௌ+♡においては、規制対象分野を限定したセクト セー フ ラル

sに関する見解を表明し(m+l)、さらに、一九九九年六月には、 EU及び合衆国間の協議の進行状況につい合衆国商務省が公表したセーフ・ハーバー て報告を 原則のF 元 行っ Q Q

それに関するFAQ並びに附属文書⑴サー慰)が公表され、 ・ハーバー原則によってもたらされるデータ保護のレベルに関する見解(ハロ+ハロ)が表明され そして、一九九九年一一月一五日及び一六日には、セーフ・ 一九九九年一二月三日に、 八 1 バー 原則の起草案及び セー フ

月一四日に、米国商務省と欧州委員会国内市場理事会の間で合意に至った。 定が発効した。 るための交渉が行われた結果、二〇〇〇年一一月一日に、 定の発効に至るまでに必要な検討課題が表明され⌒ヨートミェ いう「十分性」の基準の要件を満たすという「セーフ・ハーバー協定」が、一以上の検討を踏まえ、米国側が提案していたセーフ・ハーバー原則により、 さらに、 正式に「セーフ・ 両者間の懸案を解決す その 八 1 二〇〇〇年三 E U 指令 に 後、 バ 同協

七 「 セーフ・ハーバー協定」の構成

管事項に関する見解によって構成される。 会の担当官の間におい ベ・ルハ の保 て交わされた書簡、 {」基準に関する欧州委員会の見解、(d)合衆国商務省及び欧 協定」は、(a)七つのプライバシー 及び(e) 合衆国運輸省及び連邦取引委員会の所 原則、(b)一五の FAQs、 <u>c</u>

セー することにより実現されるものである。 また、「セーフ・ タの完全性、 「十分なレベルの保護」にあたると判断する諸要件を実行 · 八 一 バー原則には、 アクセス、 八 1 バー への加入は、企業の自主的な判断に委ねられており、実施という七つの遵守すべき基本原則が定められてい 選択、 デー 夕の移転、 Ũ て いる セキュリティ、 企業 の ij ス , る。 を作 商務

的な法律や規則に従っていることを、商務省に対して自己証明することにより加入が認め、セーフ・ハーバーへの加入を希望する事業者は、個人のプライバシー保護にとって実効 セーフ・ハーバーへの加入を希望する事業者は、 原則に準拠し また、 民間機関の運営する自主規制のプライバシー たものである場合にも、 そのようなプライ プログラムが、 プログラム セー イによって、フ・ハ

られている要求事項を遵守する努力義務が課され、 者は、その原則に拘束されることになる。また、 セーフ・ハーバーへの加入はて認証を受けている事業者は、 ばならない。 (1への加入は自主的な判断に基づくものであるとはいえ、加入した事業(る事業者は、セーフ・ハーバーに適合しているものとみなされる。 加入を認められた事業者は、 個人情報保護方針を公に宣言しなけ 原則に定め

それに反した場合には、「不公正又は欺瞞的な行為によって商取引に従事又は関与⟨訓+セ⟩」さらに、個人情報の保護を表明し、適切な保護措置を講ずることを表明した事業者が、 することを禁じている連邦取引委員会法第五条(゚罒トペ) に基づいて、連邦取引委員会 (FT C)が違法行為の中止を命ずることになる。 一つにつき、 侵害行為が継続している間、 一日当たり一万千ドル以内の民事罰に科される さらに、当該命令に従わない者は、違反行為

八 むすび

とした法律の制定が見込まれている。 が国においても、EU指令の影響が懸念されていたが、二〇〇〇年一〇月一一日に、「個 人情報保護基本法制に関する大綱」が決定され、全分野を包括する個人情報の保護を目的 EU指令の要求する「十分なレベル」の保護に係る要件を満たすために、EU フ・ハーバー協定」を締結することによって解決の方途を見出した。一方、我

これに対し、我が国における今後の保護制度は、欧州のような登録制度や監督機関等は設に法律を制定し、それ以外の部分については、民間機関による自主規制に委ねてきた。 ながら、個人の権利利益を尊重することが掲げられている。 同時に、民間部門における自主規制による取り組みを重視し、情報の自由な流通を確保し けず、保護法においては、あくまで個人情報保護に必要な原則及び基本事項について定め、 れ、一方、米国においては、セクトラル方式によって規制の対象を限定した上で、個別前述のとおり、欧州においては、オムニバス方式による保護法を中心とした取組みが行

を目指しているといえるのである。 ってもたらされる恐れのある委縮効果を回避しつつ、実効性ある個人情報保護制度の構築 法を整備しながらも、 重視することにより、 よって、 我が国における個人情報保護制度は、欧州同様に、オムニバス方式による保護 その一方では、 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対し、 米国の第三者認証制度と同様の自主的な取り組みも 包括的な法規制によ

ことが、 手続きを定めることにより、個人の権利利益を保護しつつ、情報の自由な流通を確保する 今後、情報化社会の一層の発展を促進するためには、個人情報の適正な取扱いに関する 極めて重要な課題となっている。

保護の在り方も重要な論点となっている^@+1、 を無視して論じることもできない(゚罒+゚) そのため、インターネットにおけるプライバシー 個人情報保護の問題は、 インターネットに代表されるネットワーク社会との関係

が自らに関する個人情報を管理することを可能にするための技術手段を提供するとともに 実効性ある個人情報保護制度を構築することが喫緊の課題となっているのである。 個人情報の取扱いに関して適正な手続きを定め、 情報化社会における個人情報保護を実効性あるものにするためには、情報主体 個人の権利利益を保護するため

ターネット利用可能者数 (38,639,378 人:推定値) Nielsen/NetRatings「二〇〇〇年一二月 度インターネット全体の利用動向」。 家庭での月間インターネット利用人口 (15,449,563 人:推定値),家庭でのイン

International Survey of Privacy, Data Protection, and Surveillance Laws and Developments, 18 J David Banisar & Simon Davies, Global Trends in Privacy Protection:

Marshall J. Computer & Info. L. 1, 12 (1999).

- Rights in Personal Information, 65 Fordham L. Rev. 951 (1996). INT'L L. 407, 411 (1999), William J. Fenrich, Note: Common Law Protection of Individuals' European Union Directive on Personal Privacy Through the Power of Contract, 25 Brooklyn J. See e.g., Michael W. Heydrich, NOTE: A Brave New World: Complying with The
- U.S. Data Protection Meet This Standard?, 21 Fordham Int'L L.J. 932, 942 (1998). いこる。Patrick J. Murray, Comment: The Adequacy Standard under Directive 95/46/EC: Does タ保護」という用語は、ドイツ語の Datenschultz の翻訳であると考えられ
- Directive, 15 Berkeley Tech. L.J. 461, 470 (2000). Law and Technology: VI. Foreign & International Law The European Union Data Privacy を指摘する説として、Julia M. Fromholz, Berkeley Technology Law Journal Annual Review of 米国とEUにおける用語の用い方から、両者の個人情報保護への考え方の相違点
- and Its Impact on U.S. Law and Commerce, 18 J. Marshall J. Computer & Info. L. 981,993-994 (2000).(长) Marie Clear, Comment: Falling into The Gap: The European Union's Data Protection Act
- O.E.C.D.Doc.C 58 final (September 23, 1980). (七) Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data,
- personal data, ETS No. 108 $\widehat{\mathcal{J}}$ Convention for the protection of Individuals with regard to automatic processing of
- movement of such data, 395L0046, Official Journal L 281,23/11/1995 p. 0031 0050. the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free (犬) Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on
- 開』成文堂 (二〇〇〇) 二八五—二八八頁参照。 EUの個人データ保護指令については、拙著『プライバシーの権利の生成と展
- telecommunications sector, 397L0066, Official Journal L 024, 30/01/1998 p. 0001 0008. 1997 concerning the processing of personal data and the protection of privacy (+1) Directive 97/66/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December
- な要件を履行する上で必要な法整備については、二〇〇〇年一〇月二四日。 (±=) 指令の履行期限は、一九九八年一〇月二四日。通信の秘密の保障のために必要
- PROTECTION LEGISLATION, 14(1999). (+III) CULLEN INTERNATINAL, BUSINESS GUIDE TO CHANGES IN EUROPEAN DATA
- Rev. 1183 (1999). Privacy Over The Internet: Has The Time Come to Abandon Self-Regulation?, 48 CATH. U.L. Finding A Contractual Solution to A Transnational Problem, 35 Hous. L. Rev. 801, 835 (1998). その他、ネットワーク社会にはプライバシーはもはや存在せず(zero privacy)、 よる取組みも限界であるとする説もある。see Jonathan P. Cody, Comment: Craig Martin, Comment: Mailing Lists, Mailboxes, and The Invasion of Privacy: 自主規制に Protecting
- 開』成文堂 (二〇〇〇) 三〇九—三三六頁参照。 (十五) 米国における個別法の詳細については、 拙著『プライバシー の権利の生成と展
- Cong. (2001). Cong. (2001), S.30, 107th Cong. (2001), H. R. 199, 107th Cong. (2001), H. R. 113, (+-K) H. R. 89, 107th Cong. (2001), H. R. 347, 107th Cong. (2001), H. R. 237, 107th
- 得することができるソフトを用いて取得した情報を、当該利用者以外の第三者に提供する Act of 2001, S. 197, 107th Cong. (2001)、(コンピュータのソフトウェア利用者の情報を取販売目的での提供、設置、又は利用を禁ずる法案)、Spyware Control and Privacy Protection 際の要件について定めた法案)。 グ又は告知及び同意無しに、情報収集を目的とした装置の作成、 Electronic Privacy Protection Act, H. R. 112, 107th Cong. (2001) (適切なラベリン 輸入、 輸出、 頒布、
- Student Privacy Protection Act, S. 290, 107th Cong. (2001) (営利目的で学校が生

- 記載を禁止する法案)。 2001, S.7, 107th Cong. (2001) (スクール・レポートに、 Accountability Act, S.158, 107th Cong. (2001), Educational Excellence for All Learners Act of 徒から個人情報を収集する際に、事前に両親の同意を求める法案)、School Improvement 特定の生徒のプライバシー事項の
- 347, 107th Cong. (2001) (インターネット上で収集された個人情報を保護し、それらの収 プロバイダを保護することを目的とする法案)。 (2001) (頼まれもしない電子メールから、個人、家庭、及びインターネット・サービス・ 保護し、個人情報の取得及び利用について、情報主体の一層のコントロールを保障するこ 委員会に要求)、Online Privacy Protection Act of 2001, H. 集及び利用に対して情報主体による一層のコントロールを保障するための規則を連邦取引 とを目的する法案)、Unsolicited Commercial Electronic Mail Act of 2001, H.R.95, 107th Cong ターネット利用者のプライバシー保護)、 (Children's Online Privacy Protection Act of 1998 の対象外の人物から取得した個人情報を Consumer Internet Privacy Enhancement Act, H. R. 237, 107th Cong. (2001) (∀ Consumer Online Privacy and Disclosure Act, H. R. 89, 107th Cong. (2001)
- とする法案)。 を利用して、テキスト又は画像を用いた商用の広告を配信することを禁止することを目的 (=+)Wireless Telephone Spam Protection Act, H. R. 113, 107th Cong. (2001)(無線通信
- 通信利用者の位置情報を取得する際に、利用者の同意を要件とするための法案)。 (=+=)Wireless Privacy Protection Act of 2001, H. R. 260, 107th Cong. (2001) (移動体
- $\frac{1}{1}$ Financial Information Privacy Protection Act of 2001, S.30, 107th Cong. (2001).
- 禁止を目的とした法案)。 識別番号制度の創設及び他の政府機関の保有する個人情報を識別するための基準の策定の の利用を規制する法案)、Identity Theft Protection Act of 2001, H. R. 220, 107th Cong. 方向のコンピュータ・サービスにおいて、社会保障番号及びそれに関連する個人識別情報 (個人識別符号としての社会保障番号の高潔性を保護するため、連邦政府による統一的な (=+=)Social Security On-line Privacy Protection Act, H. R. 91, 107th Cong. (2001) ((2001)
- 子情報の保護)。 (二十四) Protecting Civil Rights for All Americans Act, S. 19, 107th Cong. (2001) (遺伝
- Cong. (2001) (法執行官の守秘義務)。 案) 21st Century Law Enforcement, Crime Prevention, and Victims Assistance Act, S.16, 107th (連邦民事訴訟規則を改正し、法執行官個人の記録及び情報の秘密を保護するための法 Law Enforcement Officers Privacy Protection Act, H. R. 199, 107th Cong. (2001)
- U.S.-EU "Safe Harbor" Privacy Arrangement (Mar. 14, 2000). (二十六) The U.S. Department of Commerce, Commerce Secretary William M.Dailey Hails
- http://europa.eu.int/comm/internal_market/en/media/dataprot/news/harbor3.pdf> 日公表することによって、両者の協議が具体化した。The U.S. Department of Commerce. Internatinal 合衆国商務省が、 Safeセーフ・ハーバー原則及びFAQを、一九九八年一一月四 HarborPrivacy Principles<
- る検討、 22 FORDHAM INTL L.J. 2024, 2029-2030 (1999). Orchestrating Transatlantic Approaches to Personal Data Protection: A European Perspective, 施されている。同部会の機能については、see Graham Pearce それらの適用にあたって実効性を確保するための仕組み、 作業部会における検討は、 個人デー 夕保護のための規則の規定内容に関す & Nicholas Platten, の二つの側面から実
- third countries: Applying Articles 25 and 26 of the EU data protection directive., Adopted on 24 (川十九) Data Protection Working Party, Working Document on Transfers of personal data to
- States Government, Adopted by the Working Party on 26 January 1999. the United States and the ongoing discussions between the European Commission and the United (III+) Data Protection Working Party, Opinion 1/99 concerning the level of data protection in

- by the Working Party on 3 May 1999. Safe Harbor Principles" issued by the US Department of Commerce on 19th April 1999, Adopted Data Protection Working Party, Opinion 2/99 on the Adequacy of the "International
- Working Party on 7 June 1999. Principles" on the Adequacy of the "International Safe Harbor Principles", Adopted by be issued by the US Department of Commerce in relation to Data Protection Working Party, Opinion 4/99 on the Frequently Asked Questions to the proposed "Safe
- concerning the "International Safe Harbor Principles", Adopted on 7 July 1999. ongoing discussions between the (III+III) Data Protection Working Party, Working document on the current state of play of the European Commission and the United States Government
- Decision etc.- November 16, 1999. November 16, 1999; Letter from John Mogg to David Aaron transmitting the Article 25.6 Letter from David Aaron to John Mogg transmitting safe harbor principles and FAQs etc. -Asked Questions - November 15, 1999 (FAQs 1 to 15), Summary of Article 25.6 Decision; (三十四) Draft International Safe Harbor Principles - November 15, 1999; Draft Frequently
- Department of Commerce, Adopted on 3 December 1999. questions (FAQs) ans other related documents on 15 and 16 November 1999 by the US provided by the "Safe Harbor" Principles as published together with the (三十五) Data Protection Working Party, Opinion 7/99 on the Level of Data Protection Frequently Asked
- the "Safe harbor" arrangement, Adopted on 16th March 2000. (三十六) Data Protection Working Party, Opinion 3/2000 on the EU/US dialogue concerning
- (川十七) 15 U.S.C. \$\infty\$ 45(a)(1).
- (III+≺) 15 U.S.C.∞ω41-58, as amended.
- Practices" Authority and Privacy- (July 14, 2000). (三十九) Safe Harbor Enforcement Overview - Federal and State "Unfair and Deceptive
- めに、 Age: Work in Progress, 23 Nova L. Rev. 549, 569-582 (1999) 以おこいは、 規則の確立及び技術の開発、(E)専門的知識の提供並びに制度的な仕組み、 こと、(D)商取引の過程において情報主体が個人情報のコントロールを行うことができる (四十) 心的な役割及び唯一の保護者としての役割を期待しないことをあげている。 研究のためのフォ (C) 個人データの取得を情報主体が制限することを可能にする技術手段の開発を促進する における個人情報保護のあり方として、(A)通信及び情報の場所に係わらず、 - 保護のための一定の水準を維持すること、 プライバシー保護のための組織を設置、(F)政府に対して、プライバシー Jerry Berman & Deirdre Mulligan, The Internet and the Law: Privacy in the Digital ー ラム、プライバシー 問題に関する政策立案に有用な情報を提供するた (B)個人デー タの取得時における法的保護、 ネットワー プライ プライバシ 保護 バシー ク社会 の中
- (E)自助努力の尊重をあげている。 (2000) においては、 比較衡量の重要性、 (四十一) Fred H. Cate, 政府の情報関連政策の立案過程において尊重すべき原則として、 (B)情報の自由な流通、(C)プライバシーの意義、 Principles of Internet Privacy, 32 CONN. L. REV. 877, 879-891 (D)損害の概念、
- DISPUTE RES. 10, 29-31 (2000). Privacy Directive: Reflections on The United States Privacy Policy, 7 Willamette J. Intl. L. & 収集されないようにする技術の重要性を説いている説としてJulia Gladstone, 集される局面が増えていることから、本人が認識できない手段を用い、 (四十二) on The Laws of Nations ネットワーク社会においては、情報主体が不知のうちに様々な個人情報が収 Article: The U.S. Privacy Balance and The European 無断で個人情報を The Impact of